

第5回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開催日時		令和7年8月12日 火曜日 13時30分～15時36分		
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室		
出席委員	公益代表委員	奥井めぐみ	木村 弘	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	西田 翔	南 芳雄
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博
	欠席委員	なし		
	事務局	細貝労働基準部長	河野賃金室長	石間賃金室長補佐
		南出給付調査官	春名賃金調査員	
議題	1 開会			
	2 議題	石川県最低賃金の改正金額について		
	3 閉会			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和7年度 第5回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和7年8月12日（火）

13時30分～15時36分

金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室

【木村部会長】 定刻になりましたので、第5回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。専門部会の成立状況について報告をお願いします。

【事務局】 補佐 本日は全委員にご出席をいただいております。現在委員9名中9名のご出席でございまして、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数、委員の3分の2以上、または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の専門部会は公開となっておりまして、傍聴希望者は3名、報道関係者は複数社見られております。

【木村部会長】 それでは議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益は私木村が行います。労働者側は南委員にお願いします。使用者側は橋本委員にお願いします。

続きまして、石川県最低賃金の改正金額についてへ移ります。

本日は特に配布されている資料は無いようですので、早速、石川県最低賃金の改正金額について審議に入りたいと思います。

まず前回の専門部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。

労働者側からは、全国の結審状況を注視しながら引き続き検討を協議していきたい。使用者側からは、地震、豪雨の影響が続いている中で、賃上げの必要性は感じているものの、何らかの手当てが必要という難しい状況の中で、もう少し協議の時間を取りたい、適正な発効日のあり方について、国の方で検討してもらうよう要望したい。このようなご意見がありました。

それでは個別にご意見をお伺いする前に、この場にて第4回専門部会でお聞かせいただいた総括的なご意見に、追加しておくべきご意見等がございましたらお聞きしたいと思います。

まず、労働者側の皆さんいかがでしょうか。

【労側委員】 特になし。

【木村部会長】 それでは使用者側の皆さんいかがでしょう。

【使側委員】 特になし。

【木村部会長】 特に無いようですので、ここで部会を一旦休憩といたしまして、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。最終日となりますので、さらにご意見を伺い調整を図りたいと思っております。

それでは部会をいったん休憩いたしまして、労使双方それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は控え室についてご案内お願いします。

【事務局】 補佐 労働者側の控え室は同じフロアの第4会議室を、使用者側の控え室は第3会議室をご用意しております。傍聴者の方には同じフロアの打ち合わせ室を、報道関係者の方には5階の労働局会議室を控え室としてご用意しておりますので、ご移動をお願いいたします。

【木村部会長】 それでは部会をいったん休憩といたしますので、控え室へご移動をお願いいたします。

(公労・公使 個別折衝)

【木村部会長】 部会を再開いたします。

これまでの経過を踏まえまして、労使双方から真摯なご意見をいただきました。しかしながら、労使双方合意に至りませんでしたので、今回は公益案を提示して採決を取るという形にしたいと思います。

それでは公益案を私の方から示したいと思います。公益案は改正後の最低賃金額1,054円、引き上げ金額は70円です。公益案の提案理由を今から説明申し上げます。

まず初めに7月10日に開催された第457回石川地方最低賃金審議会におい

て、石川県内で働く労働者の賃金実態の集計結果及び中央最低賃金審議会での目安に関する小委員会で示された資料等の報告を受け、同資料から改正前の石川県最低賃金額と生活保護水準に乖離が生じないことが確認されました。当専門部会としましては、令和7年度の石川県最低賃金の改正のために8月1日、6日、7日、8日及び本日12日に専門部会を開催しています。5回に渡る専門部会では、中央最低賃金審議会で示された地域別最低賃金額の目安を参考にして、関係労働者などから意見を求めるとともに、労使各委員の皆様から、石川県内のそれぞれの業界の実情と、引き上げるべきと主張される額の具体的な根拠をお聞きして、慎重かつ真摯な議論を重ねてきたところです。しかしながら、最終的には労使各委員の隔たりを埋めることはできず、合意に至ることはできませんでした。

私ども公益委員としましては、これまで事務局から示された各種統計資料等を参考にして、最低賃金法第9条第2項の3要素について、石川県における労働者の生計費などの生活実態、賃金水準、中小企業における経営の実態や消費者物価の高騰など諸般の事情を踏まえ検討いたしました。

特に、労働者の生計費については、消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合、金沢市は昨年10月から今年6月までで平均4%と引き続き高い水準となっており、また「頻繁に購入する品目」「食料」「1ヶ月に1回程度購入する品目」といった生活必需品を含む消費者物価指数の上昇が続き、中でも食料、金沢市の同期間の平均が7.2%となっていること。なお、全国は6.4%となっています。

賃金については、県内の春季賃上げ妥結状況における引き上げ結果に関して昨年を上回っており、厚生労働省における、30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の継続労働者のみを対象とした、第4表③Bランクにおける賃金上昇率も3.4%と昨年を上回る水準となっていること。事業の賃金支払い能力については、売上高経常利益が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向はあるものの、依然として賃上げ現象を確保することが難しい企業も存在していること等を総合的に勘案の上、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視するとともに、地域間格差の是正、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨による影響も踏まえ、公益案を作成しました。

今回の審議では労使ともに最低賃金の引き上げが必要であるという認識は一致していたと思います。ただ、引き上げの具体的な金額をめぐっては意見

が分かれる状況が続き、公益案を提示した上で採決を取るという流れとなりました。

説明については簡単ですけど、以上となります。労使双方から公益案に対してそれぞれご意見をいただければと思います。

まず労働者側からのご発言をお願いいたします。

【南委員】 労働側としては、これまで春闘の結果を波及させていく、また物価高の中、生計費ということで食糧などが高いということもありましてこちらの方を訴えさせていただいたということでございまして、公益が示す案には賛成にしたいと思っています。

【木村部会長】 労働者側の他の委員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは使用者側からのご発言をお願いいたします。

【橋本委員】 公益委員が示された70円という金額は決して低くはございませんので、これは正直申し上げて非常に高い金額だと思います。さわさりとて、石川県というのは北陸地域の一つの県でございますので、地域間の格差というもののは正も必要だと思っております。こういう中にあって、昨年能登半島地震があり、また豪雨もございました。こういう厳しい中ではございますが、この地域間格差は正を最優先してこの金額でいきたいというのが意見でございます。

【木村部会長】 他の使用者委員の方、ご発言をお願いします。

【山下委員】 私も現下の物価高等を勘案すれば適切な賃上げは必要であろうというふうに思っておりますし、県内の中小企業、小規模事業者も大変厳しい中で賃上げの努力もしております。そういう中ではございますけれども、なかなか人件費等の高騰を価格転嫁できていない中小事業者が依然として多いという実態の中で、今回中央から示された目安の63円そのものが非常に厳しい高い数字だという認識でございます。

そうした中、今橋本委員からもお話もありましたように、本県ではやはり昨年の能登半島地震、豪雨災害、こういったことについても依然として厳しい状況でございます。能登は着実に一歩ずつ復興に向けて歩みを進めておりますけれども、未だ厳しい状況にある事業者も少なくございません。ただ、

被災地だからといって賃上げが必要ではないということでもございません。当然、地域では事業者そして従業員の方々は懸命に復興に向けての努力をしておりますので、そういう事業の再現、あるいは生活の再建に向けて必要な賃上げは必要であろうという認識でもあります。そうした中で今回、能登半島地震、豪雨災害も含めて、労働者側からも思いを寄せた議論をしていただいたものとは思っておりますけれども、ただこの目安そのものが、高い上にプラス7円、70円の引き上げというのはやはり厳しい事業者にとってさらに苦境に立たせるような金額であろうというふうに思っておりますので、私としては反対という立場で表明をさせていただきます。

【木村部会長】 他の使用者側の委員よろしいでしょうか。その他ご発言される方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。なければ採決に移りたいと思います。

まず公益案に賛成の方、挙手をお願いいたします。公益2、労働者3、使用者2ですね。ありがとうございます。

それでは反対の方、挙手をお願いいたします。使用者1ですね。それでは公益案に賛成が過半数のため、最低賃金審議会令第6条第6項により公益案を当専門部会の結論といたします。

本審に提出する部会報告書案を準備しますので少々お待ちください。

(部会報告書(案)配付)

【木村部会長】 それでは事務局は部会報告書案を読み上げてください。

【事務局】 室長 部会報告書の案の方を読み上げさせていただきます。

令和7年8月12日

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘殿

石川地方最低賃金審議会、石川県最低賃金専門部会、部会長木村弘

石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月10日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月23日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(同日閣議決定)に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきたところ、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月5日発効の石川県最低賃金時間額984円は令和5年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たつた専門部会の委員は下記のとおりで、委員名は省略させていただきます。

別紙1

石川県最低賃金

- 1 適用する地域、石川県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,054円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、法定どおり

別紙2は生活保護との比較でございますが、読み上げは省略させていただきます。

別添に移ります。

改正審議の経過と要望について

令和7年度の石川県最低賃金の改定については、石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ね、労使ともに最低賃金の引上げが必要との認識では一致していたが、具体的な引上げ額について意見が一致しなかつた。

このため、公益委員において、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、金沢市）は、昨年10月から今年6月までで平均4.0%（全国3.9%）と引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1ヶ月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む消費者物価の上昇が続き、なかでも「食料」（金沢市）は同期間の平均が7.2%（全国6.4%）であること、②賃金については、県内の春季賃上げ妥結状況における引上げ結果に関して昨年を上回つており、厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の継続労働者のみを対象とした第4表③（Bランク）における賃金上昇率も3.4%と昨年を上回る水準の引上げとなつてること、③通常の事業の賃金支払能力につい

ては、売上高経常利益率が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にはあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していること等を総合的に勘案の上、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視するとともに、地域間格差の是正、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨による影響も踏まえ、70円の引上げ額を案として示したもの、全会一致に至らず、同案にて採決を行った結果、別紙1のとおりの結論に達したものである。

審議の過程で労働者側委員は、県内事業者における人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であり、春季生活闘争は昨年を上回る賃上げ率（5.04%）となり、賃上げの流れを広く波及させる観点からさらなる引上げ額が必要である旨を主張し、北陸3県における地域間格差の是正につながるものとなるよう求めた。とりわけ、最近の消費者物価の急激な上昇は、最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引上げが必要であることを主張した。

使用者側委員は、原材料価格等の上昇、コスト増分の価格転嫁が十分にできていない中で、中小企業・小規模事業者が賃上げを行うには依然として厳しい状況にあること、また、能登半島地震、奥能登豪雨により未だ少くない企業が困難な状況にあることを踏まえると全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは経営をより圧迫しかねず慎重な議論が必要であると主張した。

また、使用者側委員は、北陸3県の均衡ある経済発展のためにも、経済情勢を踏まえながらも、直近では目安額に相当程度の上乗せを行い、まずは地域間格差の是正を図り、その後に持続的な賃上げが可能となる状況を定着させることが将来に向けて重要であると主張した。

審議では、労使双方から、能登半島地震、奥能登豪雨により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境の整備を国や石川県に求める意見が多く出された。

取引環境については、労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援が必要であるとの指摘があった。

賃金引上げに向けた支援策については、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」の着実な実行を通じ、企業が自発的かつ持続的に賃上げできる環境の整備に取り組むことが必要であるとの指摘や、賃上げと投資がけん引する成長

型経済を実現するため、科学技術・イノベーション力の強化、地方経済の高度化等による企業の「稼ぐ力」を高める具体的な施策の実行が重要であるとの指摘もあった。

また、地域別最低賃金の発効日については、地域ごとに大幅に発効日が異なることによりどのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適當ではないかと指摘もあった。

政府におかれでは、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求める。

【木村部会長】 この部会報告書案でよろしいでしょうか。

【奥井委員】 もしかして私の勘違いかもしれないです。確認したい。上から13行目の、③「通常の事業の賃金支払い能力については、」であるところなんんですけど、売上高経常利益率じゃないんですか。

【事務局】 基準部長 おっしゃるとおりです、事務局でございます。

大変失礼いたしました。修正させていただきたいと思います。

【木村部会長】 そうしましたら、さきほどのご指摘のところ、修正の上ご意見はないですかね。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは異議なしということですので、修正したものを入れるってこといいですかね。

それでは事務局は先ほどの部会報告書のご指摘の点を修正したものを作成し配布をお願いします。

【事務局】 補佐 事務局でございます。ただいま準備をいたしますので、少々お時間をいただければと思います。

【木村部会長】 それでは事務局は部会報告書の案が取れたものを配布してください。

この部会報告を本専門部会後に開催される第459回石川地方最低賃金審議会に報告することといたします。

これで部会として終わることとなります、皆様からご発言はございますか。

【各側委員】 特になし。

【木村部会長】 その他何かありますか。なければ事務局から事務連絡等はございますか。

【事務局】 室長 ただいま木村部会長からも、ご案内ありましたが、本日の15時45分より、第459回石川地方最低賃金審議会を同じ共用第2会議室で開催いたします。

【木村部会長】 それでは、第5回専門部会はこれで終了いたします。皆さん、真摯なご議論をありがとうございました。

それではこれにて専門部会の方は終了といたします。お疲れ様でした。